

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第十項の規定により、次のおり工事の施工の停止を命じたので、同条第十三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建築物の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宿二百十二番地二及び二百十三番地三

二 命じられた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字古池六十四番地一

荻久保 左内